



三重県公報

令和3年9月7日 (火)

第 241 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
561	三重県知事の職務を代理する者及びその期間	(人 事 課)	2
562	介護保険法の規定による介護医療院の開設の許可	(長 寿 介 護 課)	2
563	介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出	(同)	2
564	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地 域 福 祉 課)	2
565	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
566	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
567	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
568	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	4
選 管 告 示			
63	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	6
64	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	7
65	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定、異動及び資金管理団体でなくなった旨の届出	(同)	7
66	公職選挙法第161条第1項第3号の施設の指定を取り消した旨の報告	(同)	8
67	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	8
68	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(同)	8
公 告			
	土地改良事業計画の変更認可	(農 地 調 整 課)	9
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	9
	土地区画整理組合の理事が就任した旨の届出	(都 市 政 策 課)	10
	土地区画整理組合の定款の変更認可	(同)	10
	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	(同)	10
	建築基準法の規定による道路の位置指定及び関係図書の縦覧	(建 築 開 発 課)	11

告 示

三重県告示第 561 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項の規定により、三重県知事の職務を代理する者及びその期間を次のとおりとします。

令和 3 年 9 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 知事の職務を代理する者
三重県副知事 廣田恵子
- 2 知事の職務を代理する期間
令和 3 年 9 月 13 日の 1 日間

三重県告示第 562 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 107 条第 1 項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可しました。

令和 3 年 9 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	開設者の主たる事務所の所在地	許 可 入 所 年 月 日 定 員
24B3000013	第一病院介護医療院	北牟婁郡紀北町上里 225 番地 8	医療法人慈心会	北牟婁郡紀北町上里 225 番地 8	令和 3 年 9 月 1 日 90

三重県告示第 563 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定辞退の届出がありました。

令和 3 年 9 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	指定辞退年月日	サービスの種類
2413005097	第一病院	北牟婁郡紀北町上里 225 番地 8	医療法人慈心会	令和 3 年 8 月 31 日	介護療養型医療施設

三重県告示第 564 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 3 年 9 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
有限会社ライフサポートみち草	多気郡大台町上菅 636 番地 1	訪問介護	名称	有限会社ライフサポートみち草	有限会社遊聖会みち草	令和 2 年 10 月 1 日
有限会社ライフサポートみち草	多気郡大台町上菅 636 番地 1	訪問介護	所在地	多気郡大台町上菅 636 番地 1	多気郡大台町上菅 667 番地	令和 2 年 10 月 1 日
株式会社 福祉技研	津市一志町其倉 287	福祉用具貸与	所在地	津市一志町其倉 287	津市白山町南出 954	令和 3 年 3 月 1 日
株式会社 福祉技研	津市一志町其倉 287	介護予防福祉用具貸与	所在地	津市一志町其倉 287	津市白山町南出 954	令和 3 年 3 月 1 日

喜楽苑	津市一志町其倉 287	小規模多機能型居宅介護	所在地	津市一志町其倉 287	津市安濃町妙法寺 1015-3	令和 3 年 3 月 1 日
喜楽苑	津市一志町其倉 287	介護予防小規模多機能型居宅介護	所在地	津市一志町其倉 287	津市安濃町妙法寺 1015-3	令和 3 年 3 月 1 日
訪問看護 和	多気郡明和町大淀 2230-1	訪問看護	所在地	多気郡明和町大淀 2230-1	多気郡明和町大淀 2232-1	令和 3 年 4 月 1 日
訪問看護 和	多気郡明和町大淀 2230-1	介護予防訪問看護	所在地	多気郡明和町大淀 2230-1	多気郡明和町大淀 2232-1	令和 3 年 4 月 1 日

三重県告示第 565 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 3 年 9 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
なの花薬局川井町店	松阪市久保田町字南沖 5-13	居宅療養管理指導	令和 3 年 5 月 1 日
なの花薬局川井町店	松阪市久保田町字南沖 5-13	介護予防居宅療養管理指導	令和 3 年 5 月 1 日
訪問看護ステーション みえ	亀山市アイリス町 14-7	訪問看護	令和 3 年 4 月 30 日
訪問看護ステーション みえ	亀山市アイリス町 14-7	介護予防訪問看護	令和 3 年 4 月 30 日
熊社協紀和居宅介護支援事業所	熊野市紀和町板屋 135-1	居宅介護支援	令和 3 年 3 月 31 日
暖	志摩市阿児町鶴方 5180 番地	通所介護	令和 3 年 3 月 31 日
ほほえみ	志摩市阿児町鶴方 5201 番地	居宅介護支援	令和 3 年 3 月 31 日
ほほえみ	志摩市阿児町鶴方 5201 番地	訪問介護	令和 3 年 3 月 31 日
ほほえみ	志摩市阿児町鶴方 5201 番地	訪問型サービス（独自）	令和 3 年 3 月 31 日
ほほえみ	志摩市阿児町鶴方 5201 番地	地域密着型通所介護	令和 3 年 3 月 31 日
ほほえみ賢島苑	志摩市阿児町神明字寺川原 764 番地 45	地域密着型通所介護	令和 3 年 3 月 31 日
ほほえみ賢島苑	志摩市阿児町神明字寺川原 764 番地 45	通所型サービス（独自）	令和 3 年 3 月 31 日
訪問看護ステーション にしもと	津市一志町片野 409 番地 1 プレジール一志 101 号	訪問看護	令和 3 年 6 月 30 日
訪問看護ステーション にしもと	津市一志町片野 409 番地 1 プレジール一志 101 号	介護予防訪問看護	令和 3 年 6 月 30 日
福っきー体操くらぶ いいなん	松阪市飯南町横野 870 番地 1	通所型サービス（独自／定率）	令和 3 年 3 月 31 日
福っきー体操くらぶ うれしの	松阪市嬉野権現前町 423-9	通所型サービス（独自／定率）	令和 3 年 2 月 28 日

三重県告示第 566 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 3 年 9 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
有限会社ライフサポートみち草	多気郡大台町上菅 636 番地 1	訪問介護	名称	有限会社ライフサポートみち草	有限会社遊聖会みち草	令和 2 年 10 月 1 日

有限会社ライフサポートみち草	多気郡大台町上菅 636 番地 1	訪問介護	所在地	多気郡大台町上菅 636 番地 1	多気郡大台町上菅 667 番地	令和 2 年 10 月 1 日
株式会社 福祉技研	津市一志町其倉 287	福祉用具貸与	所在地	津市一志町其倉 287	津市白山町南出 954	令和 3 年 3 月 1 日
株式会社 福祉技研	津市一志町其倉 287	介護予防福祉用具貸与	所在地	津市一志町其倉 287	津市白山町南出 954	令和 3 年 3 月 1 日
喜楽苑	津市一志町其倉 287	小規模多機能型居宅介護	所在地	津市一志町其倉 287	津市安濃町妙法寺 1015-3	令和 3 年 3 月 1 日
喜楽苑	津市一志町其倉 287	介護予防小規模多機能型居宅介護	所在地	津市一志町其倉 287	津市安濃町妙法寺 1015-3	令和 3 年 3 月 1 日
訪問看護 和	多気郡明和町大淀 2230-1	訪問看護	所在地	多気郡明和町大淀 2230-1	多気郡明和町大淀 2232-1	令和 3 年 4 月 1 日
訪問看護 和	多気郡明和町大淀 2230-1	介護予防訪問看護	所在地	多気郡明和町大淀 2230-1	多気郡明和町大淀 2232-1	令和 3 年 4 月 1 日

三重県告示第 567 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 3 年 9 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
なの花薬局川井町店	松阪市久保田町字南沖 5-13	居宅療養管理指導	令和 3 年 5 月 1 日
なの花薬局川井町店	松阪市久保田町字南沖 5-13	介護予防居宅療養管理指導	令和 3 年 5 月 1 日
訪問看護ステーション みえ	亀山市アイリス町 14-7	訪問看護	令和 3 年 4 月 30 日
訪問看護ステーション みえ	亀山市アイリス町 14-7	介護予防訪問看護	令和 3 年 4 月 30 日
熊社協紀和居宅介護支援事業所	熊野市紀和町板屋 135-1	居宅介護支援	令和 3 年 3 月 31 日
暖	志摩市阿児町鶴方 5180 番地	通所介護	令和 3 年 3 月 31 日
ほほえみ	志摩市阿児町鶴方 5201 番地	居宅介護支援	令和 3 年 3 月 31 日
ほほえみ	志摩市阿児町鶴方 5201 番地	訪問介護	令和 3 年 3 月 31 日
ほほえみ	志摩市阿児町鶴方 5201 番地	訪問型サービス（独自）	令和 3 年 3 月 31 日
ほほえみ	志摩市阿児町鶴方 5201 番地	地域密着型通所介護	令和 3 年 3 月 31 日
ほほえみ賢島苑	志摩市阿児町神明字寺川原 764 番地 45	地域密着型通所介護	令和 3 年 3 月 31 日
ほほえみ賢島苑	志摩市阿児町神明字寺川原 764 番地 45	通所型サービス（独自）	令和 3 年 3 月 31 日
訪問看護ステーション にしもと	津市一志町片野 409 番地 1 プレジール一志 101 号	訪問看護	令和 3 年 6 月 30 日
訪問看護ステーション にしもと	津市一志町片野 409 番地 1 プレジール一志 101 号	介護予防訪問看護	令和 3 年 6 月 30 日
福っきー体操くらぶ いいなん	松阪市飯南町横野 870 番地 1	通所型サービス（独自／定率）	令和 3 年 3 月 31 日
福っきー体操くらぶ うれしの	松阪市嬉野権現前町 423-9	通所型サービス（独自／定率）	令和 3 年 2 月 28 日

三重県告示第 568 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 9 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）松阪南ファッションモール店
松阪市駅部田町字七元 1069 番地ほか 6 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋 1 丁目 602 番 1 号	鈴木 誠

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋 1 丁目 602 番 1 号	鈴木 誠

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 4 年 4 月 25 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,788.74 m²

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	82 台	縦覧による
合 計	82 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	8 台	縦覧による
合 計	8 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	18.0 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	18.0 m ²	縦覧による
合 計	36.0 m ²	

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	面 積	位 置
廃棄物保管施設 1	32.2 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	32.2 m ³	縦覧による
合 計	64.4 m ³	

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社しまむら	午前 10 時	午後 8 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前9時45分から午後8時15分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位置
駐車場	3箇所	縦覧による
合計	3箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時から午後10時まで

7 届出の日

令和3年8月25日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年9月7日から令和4年1月7日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出及び第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和3年9月7日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
磯和まさし後援会	磯 和 雅 志	磯 和 美 加	志摩市志摩町越賀 2275-2	令和3年 7月2日	
いちみ勝之後援会	近 藤 康 雄	寺 田 親	津市栗真町屋町 480-1	令和3年 8月11日	
上村ひさひと後援会	上 村 久 仁	竹 花 一 也	度会郡南伊勢町古和浦 227-31	令和3年 7月15日	
上村ひでゆき後援会	上 村 秀 行	上 村 ま り	志摩市阿児町国府 2758	令和3年 5月7日	
太田耕司後援会	太 田 耕 司	太 田 由 美	いなべ市大安町丹生川久 下 1324	令和3年 8月2日	
金子研世後援会	金 子 研 世	金 子 研 世	志摩市磯部町恵利原 1067-1	令和3年 7月6日	
自民党政治を破壊する党	畑 卯一郎	東 條 正 和	伊勢市一之木 1 丁目 14-13	令和3年 7月13日	
浜野よしと後援会	山 川 久 安	仲 野 浩 史	志摩市阿児町安乗 652	令和3年 6月30日	
三重の明日を拓く会	一 見 勝 之	寺 田 親	津市栗真町屋町 480-1	令和3年 8月11日	
山川楠人後援会	山 川 楠 人	山 川 保 代	志摩市志摩町御座 240-1	令和3年	

7 月 9 日

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党安濃支部	小柴正信	会計責任者	小林美好	長野利隆	令和3年8月1日	政党
自由民主党三重県第三選挙区支部	石原正敬	代表者	石原正敬	水谷隆	令和3年7月20日	政党
		会計責任者	諸岡高幸	伊藤智史		
		国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体		
自由民主党三重県第二選挙区支部	川崎秀人	代表者	川崎秀人	川崎二郎	令和3年7月20日	政党
笹井絹予後援会	清水正義	代表者	清水正義	堀列子	令和3年7月4日	
下村たくや後援会	稲田元昭	代表者	稲田元昭	前田一彦	令和3年7月1日	
		会計責任者	濱口政仁	稲田元昭		
鈴鹿亀山薬剤師連盟	上荷裕広	代表者	上荷裕広	松浦恵子	令和3年6月24日	
中岡久徳後援会	中森久一	会計責任者	大久保敬士	中岡恵佑	令和3年7月26日	
日本弁護士政治連盟三重県支部	森川仁	会計責任者	下井良基	馬場啓丞	令和3年8月1日	
藤田宜三後援会	藤田宜三	主たる事務所 の所在地	鈴鹿市花川町217-1	鈴鹿市西条六丁目105	令和3年7月1日	
三重県電気工事業政治連盟	石原和夫	会計責任者	川上忠康	和田博	令和3年5月25日	

三重県選挙管理委員会告示第 64 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

令和3年9月7日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
上村ひでゆき後援会	上村秀行	令和3年5月7日	
金子研世後援会	金子研世	令和3年7月6日	

三重県選挙管理委員会告示第 65 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出、同条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出がありましたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和3年9月7日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

1 資金管理団体の指定

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
金子研世	市議会議員	金子研世後援会	志摩市磯部町恵利原 1067-1	令和3年7月6日

2 資金管理団体の異動

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
藤田宜三	藤田宜三後援会	主たる事務所の所在地	鈴鹿市花川町 217-1	鈴鹿市西条六丁目 105	令和3年7月1日

3 資金管理団体でなくなった旨の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
金子研世	金子研世後援会	令和3年7月6日

三重県選挙管理委員会告示第 66 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設の指定を取り消した旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和 3 年 9 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

選挙管理委員会名	施設名	所在地	取消年月日
松阪市選挙管理委員会	松阪市松浦武四郎記念館（小野江コミュニティセンター）	松阪市小野江町 383 番地	令和 3 年 4 月 1 日

三重県選挙管理委員会告示第 67 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 9 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示
公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町村名	施設	所在地	市町村名	施設	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	松阪市	松阪市松浦武四郎記念館 (小野江コミュニティセンター)	松阪市小野江町 383番地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示 68 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 9 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西 正 洋

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
老人ホーム (略) (略)	老人ホーム (略) (略)
伊勢市二見町三津字南 特別養護老人ホームふ 浦1201番地68 たみ苑	伊勢市二見町三津字南 特別養護老人ホームふ 浦1201番地68 たみ苑
<u>伊勢市宇治浦田3丁目</u> 特別養護老人ホーム賀 <u>23番15号</u> 集楽	
(略) (略)	(略) (略)
身体障害者支援施設	身体障害者支援施設
(略) (略)	(略) (略)
松阪市飯南町粥見1249 障害者支援施設凜生園 番地1	松阪市飯南町粥見1249 障害者支援施設凜生園 番地1
<u>鈴鹿市八野町字天伯42</u> 社会福祉法人 伊勢亀 <u>8番地の1</u> 鈴会八野生活介護セン ター	
(略) (略)	(略) (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（三雲用水土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 3 年 8 月 31 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分取消しの訴えを提起することができます。

令和 3 年 9 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営農業水利施設保全合理化事業南黒田地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 3 年 9 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年9月8日から同年10月7日まで

3 縦覧の場所

津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内23番1）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、菰野インター周辺地区土地区画整理組合から次のとおり理事の就任の届出がありました。

令和3年9月7日

三重県知事 鈴木 英 敬

就任理事

木城 喜久一

三重郡菰野町大字潤田1066番地1

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、菰野インター周辺地区土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可しました。

令和3年9月7日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 組合の名称及び事務所の所在地

菰野インター周辺地区土地区画整理組合

菰野町大字菰野1576-1西2棟

2 事業施行期間

令和2年7月14日から令和11年3月31日まで

3 施行地区

菰野町大字潤田字新宮、字六花林、字春日、字検定、字大久保、字新起、字六大、字長林、字桜木、字蓮池、字中堀及び字土山の各一部並びに大字音羽字南山、字田福、字南道山及び字古堤の各一部

4 設立認可の年月日

令和2年7月14日

5 変更認可の年月日

令和3年9月7日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

令和3年9月7日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 組合の名称及び事務所の所在地

鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理組合

鈴鹿市三日市3丁目20番31号 鎌田ビル2-C

2 事業施行期間

令和2年1月24日から令和6年3月31日まで

3 施行地区

鈴鹿市山本町字折子、字北今辻、字ダズ林野、字茱萸木沢及び字新林の各一部並びに大久保町字折子及び字地藏久保の各一部

4 設立認可の年月日

令和2年1月24日

5 変更の内容

事業施行期間について、「令和2年1月24日から令和5年3月31日まで」を「令和2年1月24日から令和6年3月31日まで」に変更

6 変更認可の年月日

令和3年9月7日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県熊野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 3 年 9 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令和 3 年 8 月 26 日	田端創建株式会社 代表 取締役 田端 稔充	熊野市有馬町 477-6	熊野市久生屋町字 東シ 769-16	A	5.0	22.8

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>